

国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) 憲章

国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) の概要

(注: IRENAとは、“International Renewable Energy Agency”の略。)

- 再生可能エネルギーの普及及び利用促進を目的として新たに設立される国際機関。
(再生可能エネルギーとは、バイオマス、地熱、水力、海洋、太陽光、風力等再生可能な資源から持続可能な態様で生産されるエネルギーのこと。)
- 主な活動は、事例の分析・検証・体系化、政策上の助言、技術移転の強化、能力開発の促進等。

- 2009年1月26日: IRENA設立会合(於:ボン(ドイツ))。出席した124か国のうち、75か国が署名。
- 同年6月29-30日: 運営準備委員会第2回会合(於:シャルム・エル・シェイク(エジプト))において、日本を含む22か国が新たに署名(6月29日)。
- 2010年2月14日現在、署名国は142か国及び欧州連合(European Union)。憲章の効力発生には25か国の批准が必要であるが、これまでに批准した国は11か国(ドイツ、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、リヒテンシュタイン、セルビア、アラブ首長国連邦、ケニア、モルジブ、パラオ及びトンガ)であり、いまだ効力を生じていない。



憲章の主な内容

憲章は、IRENAの目的、活動、加盟国及びオブザーバーの地位のほか、総会、理事会及び事務局の役割や運営費用の分担の在り方等国际機関を設立するに当たって必要な事項について定める。

我が国にとっての憲章締結の意義

- **エネルギー安全保障の強化**及び**低炭素社会の実現**に資する再生可能エネルギー分野における**国際協力に積極的に貢献し、我が国の影響力を確保**。
- 同分野における我が国の**関連産業の国際競争力を強化**。
- 同分野における**国際基準の議論に積極的に関与**。



早期締結の必要性

我が国がIRENAの活動に**主体的かつ効果的に取り組むためには、憲章の効力発生までに原加盟国として参加することが望ましい**。